

令和 7 年度大阪府訪問看護推進事業 間接補助事業について — 概 要 版 —

大阪府訪問看護ステーション協会では、大阪府の補助を受け、大阪府訪問看護推進事業を実施しています。府内の訪問看護ステーションに以下のご活用いただきたく、「概要版」を作成いたしました。大阪府の要綱、訪問看護推進事業 Q & A、解説動画および記載例等とあわせてご確認いただき、自施設の基盤整備、機能強化、連携の推進に向け、本補助事業をご活用ください。

(本書は概要版ですので、申請の際は必ず大阪府の要綱を確認してください)

【令和 6 年度大阪府訪問看護推進事業 間接補助事業の種類】

1. 新任訪問看護職員育成事業 P 2
2. 訪問看護ネットワーク事業
 - 1) 相互連携事業 P 3
 - 2) 訪問看護ステーション規模拡大推進事業 P 4
 - ア 訪問看護連携システム導入支援事業 P 5
 - イ 事務職員等の雇用支援事業 P 6
 - ウ 特定行為研修等の代替職員確保事業 P 7

【近年の要件変更事項】

間接補助の種類	要件変更の内容
新任訪問看護職員育成事業	訪問看護ステーション勤務経験が、4 月 1 日時点で 1 年以内の採用者に要件拡大 (補助期間は 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで且つ当該新任看護職員雇用月から 1 年以内) R4 年度変更 申請可能人数は、1 法人当たり 5 名まで R6 年度変更 「備品購入費」は費用計上できなくなりました。
相互連携事業	条件付きで最大 3 回まで利用が可能 (災害や ICT 導入に係る連携事業の実施による) Q&A の Q9 参照
規模拡大の考え方	R4 年度変更 ①事業完了時点で、看護職常勤換算 5 名未満でも一定の条件を満たせば申請が可能 ②常勤換算 1.0 名以上増を計画、事業完了時点で達成していることが要件。 但し、申請書等に「看護職常勤換算 5 名以上と (維持) するための計画」の記載が必要 ③前年度 2 月～3 月に規模拡大した場合も申請が可能。但し、補助対象期間は 4 月以降かつ規模拡大月より起算し 10 ヶ月以内で、事業完了時点で、当該規模拡大基準が継続されていることが要件 R5 年度変更 ④申請時点で看護職員の常勤換算が 7.0 人未満であること。
機能強化の考え方	R4 年度変更 ①事務職員等雇用支援事業について機能強化後も補助対象期間に含めるとして要件拡大。 ②前年度 2 月～3 月に機能強化した場合も申請が可能。但し、補助対象期間は 4 月以降且つ機能強化月より起算し 10 ヶ月以内で、事業完了時点以降も、当該機能強化基準が継続されていることが要件
事務職員等の雇用支援事業	「規模拡大」又は「機能強化」のいずれかの要件が必要 前年度 1 月～3 月の事務職員雇用も申請対象 (但し、最大補助期間は勤務開始月から 10 ヶ月以内かつ 4 月以降の賃金) Q&A の Q19 参照
訪問看護システム導入支援事業	「規模拡大」又は「機能強化」のいずれかの要件が必要 前年度 2 月～3 月にシステム導入した場合も対象。(但し、補助期間は、4 月以降且つシステム導入月を起算月とし 10 ヶ月迄の経費)
特定行為研修等代替職員確保事業	代替職員の条件緩和：新採用でなくとも対象 特定行為研修受講 (CN,CNS,NP 含) では、2 名まで申請が可能 (51 万円×2 名) 2 年間にまたがる長期研修でも活用が可能。 ※CN (認定看護師)、CNS (専門看護師)、NP (診療看護師)

【問合せ先・書類提出先】 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会 事務局

〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町 6 丁目 4 - 8 新空堀ビル 205 号

TEL : 06-6767-3800 FAX : 06-6767-3801

1. 新任訪問看護職員育成事業（実践研修事業）

【目的】

訪問看護師の確保・育成・定着を図るとともに、身近な地域の訪問看護サービスの質の向上をめざします。

【事業の概要】

本事業は、府内の訪問看護ステーションが新任訪問看護職員を雇用し、所定の研修プログラムに沿った研修を実施した場合に、対象経費の1/2を補助します（限度額22万円）。

【申請できる訪問看護ステーション】

新任訪問看護職員（下記参照）を雇用し、育成する府内の訪問看護ステーション。

【対象となる新任訪問看護職員】

府内に所在する訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師であり、訪問看護ステーションへの従事経験が、4月1日時点で1年以内の者。

①訪問看護ステーションに初めて従事する新任訪問看護職員

②他の訪問看護ステーションでの勤務経験があっても、その合計期間が1年以内である看護職員。

なお、2022年度から申請可能な新任訪問看護職員数の上限が1法人5名までとなりました。

【補助される経費】

新任訪問看護職員を雇用し、所定の研修プログラムに沿った研修の実施に必要な経費
教育担当者（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、**※備品購入費**。

※備品購入費は2024年度より費用計上ができなくなりました。

【補助対象となる期間】

2025年4月1日～2026年1月31日まで（Q&AのQ26参照）。

【募集数】 36名程度

【間接補助決定にかかる条件】

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 新任訪問看護職員のための職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。
- (2) 研修における組織の体制として、教育担当者の役割を担う者を明確にすること。
- (3) 「大阪府訪問看護新任職員向け達成目標設定兼評価シート」に提示された項目に沿って研修目標を設定するとともに、その評価を行うこと。
- (4) 次の研修を受講すること。

ア 訪問看護eラーニング研修の全教科

イ 新任向け訪問看護師研修（当会実施分）、あるいは同等の内容の研修

ウ 病院施設実習（病院施設での経験がない方のみ受講）

エ 地域研修（診療所、居宅介護、地域包括、病院外来・退院支援部門、老人保健施設等の他施設で2か所以上研修を受講）

オ 技術研修（訪問看護師に必要な技術トレーニングは、自施設でのOJTに加え、他の事業者団体等が実施する訪問看護師向け研修を受講）

【申請書類】 大阪府または当協会ホームページをご参照ください。

大阪府ホームページ（訪問看護実践研修事業）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniriyokikaku/houkan/jissenkenssyuu.html>

※必ず、大阪府の要綱を確認の上、申請をお願いします。

【申請書の受付】 2025年7月1日～2026年1月6日（必着）

本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します。

【報告書の受付】 2025年11月1日～2026年2月27日（必着）

報告書は、上記期間内において順次受付いたします。

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。

審査の後、承認された事業者に1月より順次交付決定通知を送信します。

補助金のお支払いは、3月～4月頃の予定です。

2. 訪問看護ネットワーク事業

1) 相互連携事業

【目的】

訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携し、訪問看護サービス向上を図ります。

【事業の概要】

訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業者所、医療機関等が相互に連携し、訪問看護サービスの向上を図るために必要な経費（上限 60 万円）の 1 / 2 を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

申請できるのは、介護事業所や医療機関等と連携して事業を実施予定の府内の訪問看護ステーションで、過去に申請交付受けた事業所は、原則、申請できません。

但し、災害対策に係る相互連携（発電機および蓄電池購入やマニュアル整備等）又は、感染症対応に関するネットワーク整備については 2 回目の申請ができ、最大 3 回まで利用可能です。(Q&A 9)

【事業の例】

- 訪問看護の推進のため、地域の訪問看護ステーションと協働してパンフレットを作成配付。
- 訪問看護連携ツールを活用し、複数の事業所間で相互連携し、訪問看護実践の連携強化を図る。
- 地域の病院等と連携し、在宅医療・訪問看護推進を目的とした連携研修を企画・実施など。
- 災害対策の推進のため地域の訪問看護ステーションと協同した研修会の開催。
- オンライン体制を整備し、地域の訪問看護ステーション等との定期的なオンライン会議や研修を主催者として企画実施。

(★連携する事業者は、同一法人の事業所のみでは認められませんのでご注意ください)

【補助される経費】

相互連携事業に必要な経費としては以下のとおりです。(一事業所あたり)

対象経費	基準額（上限）	補助率	交付額（上限）
備品購入費； I T システム等の整備に要する経費等 災害研修等の開催に要する経費等	30 万円 ※	1 / 2	上限 15 万円 ※
施設整備費；施設の改修に要する費用	45 万円 ※	1 / 3	
人件費等；相互連携の企画及び運営経費	30 万円	1 / 2	上限 15 万円

- ※ ・備品購入費と施設整備費の間接補助金交付額は合計 15 万円までとする
・但し、備品購入費について、中古品は補助対象となりません。
・購入した物品が、単体で 10 万円を超える場合、備品扱いとなり帳簿の管理が必要です。
また、購入した備品については、現物確認が必要となるため、報告書には購入した事業所が分かる方法で撮影した備品の写真も併せて提出してください。
なお、10 万以上の物品を購入する場合には、事前に事務局へご相談ください。

【補助対象となる期間】

2025 年 4 月 1 日～2026 年 1 月 31 日までの連携事業。

【間接補助決定にかかる条件】

大阪府訪問看護ステーション協会内に審査選定委員会を設置し、申請書類を審査します。
承認された事業所には、速やかに決定通知を交付いたします。

【申請書類】

大阪府または当協会ホームページをご参照ください。

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

※必ず、要綱を確認の上、申請をお願いします。

【申請の受け付け】

2025 年 7 月 1 日～2026 年 1 月 6 日（必着）予定額を超えた時点で受付を早期終了します。

【報告書の受付開始日、締切日】

2025 年 11 月 1 日～2026 年 2 月 27 日（必着）

（報告書は、上記期間内において順次受付いたします）

【交付決定・経費の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会内の審査選定委員会で、報告書類を審査します。

審査の後、承認された事業者に 1 月より順次交付決定通知を送信します。

補助金のお支払いは、3 月～4 月頃の予定です。

2) 訪問看護ステーション規模拡大（機能強化）推進事業

【目的】

訪問看護ステーションの連携体制構築及び規模拡大・機能強化を推進し、訪問看護ステーションの基盤整備を行うことにより、訪問看護サービスの向上を図ります。

【事業の種類】

訪問看護ステーションの経営の安定化と、24 時間対応、緊急訪問、重症度の高い患者の受入れ等を増やすため、訪問看護ステーションの大規模化・機能強化を推進する事業。

- ア 訪問看護連携システム導入支援事業（本書 5 ページ参照）
 - イ 事務職員等の雇用支援事業（本書 6 ページ参照）
 - ウ 特定行為研修等の代替職員確保支援事業（本書 7 ページ参照）
- ※注意 ウについては機能強化や規模拡大を前提要件としていません。

■【規模拡大の考え方】

- ①前年度 3 月末よりも、事業完了時点で看護常勤換算 1.0 名以上増加していること
- ② 4 月以降に設立した事業所に関しては申請月よりも、事業完了時点で看護師常勤換算 1.0 名以上増加していること
- ③前年度 2 月～3 月に、看護師常勤換算 1.0 名以上増加した場合も申請が可能
但し、事業完了時点で看護師常勤換算 1.0 名以上増を維持すること
- ④看護職常勤換算 5 名未満の事業所については、申請書等に「看護職常勤換算 5 名以上と（維持）するための計画」の記載が必要

①②の要件変更について

小規模事業所が中規模（7 名以上）を目指すという観点から、看護師常勤換算 5 名以上とする要件が撤廃されました。但し、看護師常勤換算 1.0 人以上の増を計画し、これが継続されている必要があります。これにより、「申請時点で看護職員の常勤換算が 7.0 人未満であること」という要件が追加されました。

③の要件について

前年度 2～3 月に看護職員を雇用し、規模拡大した事業所も申請できます。但し、補助期間は、4 月以降の規模拡大した事業所との公平性を保つため、制限があります（Q&A Q19 参照）。

■【機能強化の考え方】

- ①前年度 3 月末時点では取得していなかった基準（24 時間対応体制加算等）が、報告書提出時点で基準を取得（指定）できていること
- ② 4 月以降設立の事業所に関しては申請月に取得できていなかった基準が、報告書提出時点で取得（指定）できていること
- ③前年度 2 月～3 月に、機能強化がなされた場合も申請が可能。但し、事業完了時点で当該機能強化の基準が維持できていること

③の要件変更について

2～3 月に機能強化を取得した事業所も申請できるようになりました。但し、補助期間は、4 月以降の規模拡大した事業所との公平性を保つため、制限があります。この場合の、補助対象期間は 4 月以降且つ機能強化月より起算し 10 ヶ月以内です。（Q&A の Q19 参照）

本事業で機能強化と判断される基準（指定）

～医療保険～

- 24 時間対応体制加算
- 特別管理加算
- 機能強化型訪問看護管理療養費 1、2、3
- 訪問看護基本療養費の注 2 及び注 4 に規定する専門の研修を受けた看護師
- 精神科訪問看護療養費
- 精神科複数回訪問加算
- 精神科重症患者支援管理連携加算
- ターミナルケア療養費

～介護保険～

- 緊急時訪問看護加算
- 特別管理体制加算
- ターミナルケア体制加算
- 看護体制強化加算Ⅰ、Ⅱ
- サービス提供体制強化加算
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携

近畿厚生局又は市町村からの指定書、受付受領印のある当該基準申請書の証明が必要です。

ア 訪問看護連携システム導入支援事業（ネットワーク事業／間接補助事業）

【目的】

複数の訪問看護ステーション間の連携強化（規模拡大）等の促進と利用者の情報共有を図ります。

【事業の概要】

訪問看護ステーションが規模拡大・機能強化に必要な訪問看護連携システムを導入、利用するための経費、訪問看護連携システムのデータ入力・参照利用端末（モバイル端末を含む）を購入するための経費を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

規模拡大、機能強化を行う（行った）訪問看護ステーションです（詳細は4ページを参照）。
本事業について過去申請交付受けた事業所は、申請はできません（1回限り）。

【補助対象となる経費と基準額及び交付額の上限】

対象経費	基準額（上限）	補助率	交付額（上限）
訪問看護ステーションの規模拡大・機能強化に必要な訪問看護連携システムを導入・利用するための経費（需用費、委託料、使用料及び賃借料）	1事業所当たり 50万円	10／10	50万円
訪問看護連携システムのデータ入力・参照利用端末（モバイル端末を含む※）を購入するための経費（備品購入費） ※利用端末はコンピューターも含まれます	1事業所当たり 17万5千円 ただし、端末1台当たり 3万5千円までとし、 1事業所当たり 5台までとする	1／2	8万7千円

導入する訪問看護連携システムの種類は、有償、無償を問いません。無償の訪問看護連携システムを活用する場合は、モバイル等の通信費、賃借料、端末購入のための備品購入などが補助対象となります。

但し、備品購入費について、中古品は補助対象となりません。

【補助対象となる期間】

2025年4月1日～2026年1月31日まで

【申請書類】

大阪府または当協会ホームページをご参照ください。

規模拡大の要件で申請される場合は「看護職常勤換算5名以上と（維持）するための計画」を記載してください。

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

【申請の受付】

2025年7月1日～2026年1月6日（必着）

本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します。

【報告書の受付開始日、締切日】

2025年11月1日～2026年2月27日（必着）

報告書は、上記期間内において順次受付いたします。

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。

審査の後、承認された事業者に1月より順次交付決定通知を送信します。

補助金のお支払いは、3月～4月頃の予定です。

イ 事務職員等の雇用支援事業（ネットワーク事業／間接補助事業）

【目的】

訪問看護ステーションの連携体制構築及び規模拡大・機能強化を推進し、訪問看護ステーションの基盤整備を行うことにより、訪問看護サービスの向上を図ります。

【事業の概要】

訪問看護ステーションが機能強化又は規模拡大を図ることを目的に、新たに事務職員を雇用する場合、その経費の1/2を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

規模拡大、機能強化を行う（行った）訪問看護ステーションです。（詳細は4ページを参照）
本事業について過去申請交付受けた事業所は、申請はできません（1回限り）。

【補助対象となる経費と基準額及び交付額の上限】

対象経費	基準額（上限）	補助率	交付額（上限）
訪問看護ステーションの統合、事務処理の統一・共同化するために必要な事務職員等の雇用経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）又は、事務職員等を派遣している会社に支払う派遣料金（上記雇用経費の範囲内）	1事業所当たり 306万円 ※3により算出された額	1/2	153万円

※3（賃金等上限2千円×従事時間総数）＋（交通費等上限1千円×従事日数）

但し、従事時間総数は、1日につき8時間を超えないこととし、紹介手数料は対象となりません。

【補助対象となる期間】

2025年4月1日～2026年1月31日まで

【対象となる事務職員】

2025年1月以降に新たに雇用した事務職員。

但し、最大補助期間は勤務開始月から10ヶ月且つ4月以降の賃金となります（Q&AのQ19参照）。

【申請書類】

大阪府または当協会ホームページをご参照ください。

規模拡大の要件で申請される場合は、「看護職常勤換算5名以上と（維持）するための計画」を記載してください。

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

【申請の受付】

2025年7月1日～2026年1月6日（必着）

本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します。

【報告書の受付開始日、締切日】

2025年11月1日～2026年2月27日（必着）

報告書は、上記期間内において順次受付いたします。

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。

審査の後、承認された事業者に1月より順次交付決定通知を送信します。

補助金のお支払いは、3月～4月頃の予定です。

ウ 特定行為研修等の代替職員確保事業（ネットワーク事業／間接補助事業）

【目的】

特定行為研修等、訪問看護師の長期かつ計画的な研修受講を支援し、看護実践能力を高めます。

【事業の概要】

訪問看護ステーションに勤務する看護職員を 特定行為研修等に参加させる際、代替のための看護職員を確保する場合、その経費（上限 102 万円）の 1／2 を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

訪問看護職員が特定研修等の長期に渡る研修を受講するために代替職員の確保を行った訪問看護ステーションです。

【補助対象となる経費と基準額及び交付額の上限】

対象経費	基準額（上限）	補助率	交付額（上限）
訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修等の長期にわたる研修を受講し、看護実践能力を高めるために必要な代替職員の雇用経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）又は、代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金(上記雇用経費の範囲内)	1 事業所当たり 102 万円 ※3 により算出 された額	1／2	51 万円

※3 （賃金・報酬等の上限 2 千円×従事時間総数）＋（交通費等上限 1 千円×従事日数）
但し、従事時間総数は、1 日につき 8 時間を超えないこととし、紹介手数料は対象となりません。

【補助対象となる期間】

2025 年 4 月 1 日～2026 年 2 月末日まで

【補助対象となる研修】

特定行為研修及び、看護実践能力を高めるための研修（CN、CNS、PN、他）。
15 時間以上／看護職員一人あたり（研修を組み合わせ 15 時間以上となる場合も可）。

【代替看護職員の条件】

代替職員は、新たな雇用であるか否かは問わない。また、雇用の時期についても問わない。

【申請書類】 大阪府または当協会ホームページをご参照ください。

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

【申請受付】

2025 年 7 月 1 日～2026 年 1 月 6 日（必着）
本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します。

【報告書の受付開始日、締切日】

2025 年 11 月 1 日～2026 年 2 月 27 日（必着）
報告書は、上記期間内において順次受付いたします。

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。
審査の後、承認された事業者に 1 月より順次交付決定通知を送信します。
補助金のお支払いは、3 月～4 月頃の予定です。

改定及び修正履歴

1. 2022 年 4 月 22 日作成
2. 2022 年 6 月 7 日修正
3. 2022 年 11 月 22 日修正
4. 2023 年 4 月 1 日修正
5. 2024 年 4 月 1 日修正
6. 2024 年 8 月 16 日修正